

陳情第12号 沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情 資料

1 普天間飛行場代替施設建設事業 公有水面埋立変更承認申請について

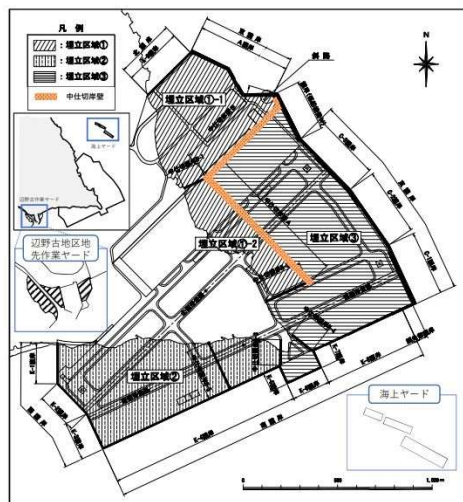
○主な経緯

- 平成 25 年 3 月 防衛省沖縄防衛局（以下、「防衛局」という。）が公有水面埋立承認願書を沖縄県（以下「県」という。）に提出
- 平成 27 年 10 月 県は辺野古沖の公有水面埋立承認を取消し、これに対し国は承認取り消しに関する執行停止→以降、国と県が互いを相手とする訴訟を提訴
- 平成 28 年 12 月 最高裁は県の上告を棄却、県は公有水面埋立承認取消し処分を取消し
- 令和 2 年 4 月 防衛局が公有水面埋立変更承認申請書を県に提出（同年 9 月：県において申請書の縦覧）
- 令和 3 年 11 月 県は埋立変更承認申請を不承認、これに対し、防衛局は国土交通省に審査請求→国土交通省は県の不承認処分を取り消す裁決・県に対して是正指示、県はこれらに対して訴訟等を提起、現在係争中

○概要

現行の埋立承認からの主な変更事項(1)地盤改良工事の追加に伴い、大浦湾側の護岸や埋立地の設計等を変更(2)地盤改良工事の追加を踏まえ、より合理的な設計・施工計画に見直し（辺野古地区地先（作業ヤード）の埋立てを取りやめ等）(3)工期を変更後の計画に基づく工事に着手してから工事完了までに9年3ヵ月とし、埋立に関する工事に要する費用を約7,200億円とした(4)環境への影響について、計画変更に伴う環境影響の予測を改めて実施し、予測結果が現行の環境保全図書と同程度又はそれ以下であったことから、現行の環境保全措置等と同等の内容を実施(5)埋立土砂等の種類に、公共残土やリサイクル材等を追加するとともに、海砂を用いないこととした

【変更後】



【変更前】



(参考)

埋立に用いる土砂等

- ・埋立土砂等の種類として、浚渫土砂、公共残土、リサイクル材を追加するとともに、海砂については、埋立材として用いないこととした。
- ・埋立土砂等の必要量は、調達可能（沖縄県内でも調達可能）

(出典：防衛省沖縄防衛局ホームページ

「普天間飛行場代替施設事公有水面埋立変更承認申請の概要」)

2 戦没者の遺骨収集について

○厚生労働省が実施する遺骨収集事業

厚生労働省が担う援護行政は、終戦に伴う引揚者対策に始まり、その後、戦傷病者及び戦没者遺族等の援護などの問題に対応しつつ、種々の変遷を経て、今もなお、戦争によって残された問題の解決に取り組んでいる。その一環として先の大戦による戦没者の遺骨収集事業を国の責務として実施

遺骨収集事業の推移

昭和 27 年度以降、厚生労働省では計画的に継続して海外（硫黄島、沖縄を含む）での遺骨収集を実施

第 1 次計画 (昭和 27 年～32 年)	旧主要戦域となった各地を船舶等で巡航して実施し、もっぱら戦没者の御遺骨の一部を「象徴遺骨」として収容
第 2 次計画 (昭和 42 年～47 年)	第 1 次計画後も、遺族や戦友による独自の遺骨収集活動が継続され、また、旧戦域の各国における地域開発が進むにつれ、御遺骨が発見されたとの情報が多く寄せられるようになる。こうした状況を踏まえ、第 2 次計画（6 年計画）により、航空機の利用や現地住民を雇用した遺骨収集を実施
第 3 次計画 (昭和 48 年～50 年)	昭和 47 年に元日本兵・横井庄一氏が救出されたことにより、遺骨収集への国民の関心が高まる。こうしたこと等を受け、遺骨収集の更なる充実強化を図る第 3 次計画（3 年計画）により、集中的に遺骨収集を実施
昭和 51 年～平成 17 年	第 3 次計画までに相手国の事情等で御遺骨を収容できなかった地域のうち、新たに収容が可能になった地域等を中心に、継続的な遺骨収集を実施
平成 18 年～平成 27 年	遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、平成 18 年度からは民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の情報収集を開始し、それに基づく遺骨収集を実施
平成 28 年～現在	平成 28 年度に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号）が成立し、国の責務として、令和 6 年度までを集中実施期間とする新たな取組を開始。平成 28 年 8 月には、同法に基づき厚生労働大臣が、遺骨収集事業を行う法人として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定し、以降、同協会とともに遺骨収集を実施。また、令和 2 年 5 月には「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を取りまとめ、遺骨収容・鑑定のプロセスなどを見直した上で、遺骨収集事業に取り組んでいる。

※戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を 5 年間延長し、令和 11 年度までとする戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部改正が令和 5 年 6 月 9 日に成立、同月 16 日に公布された。

（出展：厚生労働省ホームページ「戦没者遺族等への援護」）